

アメリカン・エクスプレス®・コーポレート・カード会員規約 (法人会員用)

第1条(定義)

本規約において、次に掲げる用語は次の意味を有します。

- (イ)「法人会員」とは、アメリカン・エクスプレス®・コーポレート・カード会員としてアメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド(以下「当社」といいます。)に登録されている法人その他の団体(以下「法人」といいます。)をいいます。法人会員自体にはカードは発行されません。
- (ロ)「カード会員」とは、法人会員の要請に基づき当社が発行したコーポレート・カードに、その名前が刻印されている役員または従業員をいいます。
- (ハ)「コーポレート・カード」とは、法人会員の支払責任においてカード会員が使用するためカード会員に発行されるアメリカン・エクスプレス・コーポレート・カードをいいます。

第2条(入会、コーポレート・カードの申込および発行、カード会員規約の適用)

1. 法人が本規約および別に定める「アメリカン・エクスプレス・コーポレート・カード会員規約-コーポレート・カード会員用-」(以下「カード会員規約」といいます。)を承認のうえ「アメリカン・エクスプレス・コーポレート・カードシステム基本申込書」により当社に対し入会を申込み、当社が審査のうえ適格と認めた場合、当社は当該法人を法人会員として登録するものとします。
2. 当社は法人会員が指定するその法人の役員および従業員に対してコーポレート・カードを発行します。コーポレート・カードの申込および発行の方法については、カード会員規約に定めるところによります。
3. 法人会員は、管理責任者(法人会員の代表者もしくは法人会員の代表者より委任された者)をあらかじめ指定するものとし、コーポレート・カードおよびその他サービスの申込、追加、解約にあたっては、管理責任者が法人会員に代わって行うことができます。
4. 法人会員は、コーポレート・カードの発行を受ける個人を指定したとき、あるいは当該個人がコーポレート・カードを受領、署名、または使用したとき、本規約のほかカード会員規約にも拘束されることに同意したものとみなされます。

第3条(連帯責任)

コーポレート・カードに関し生じた一切の債務につき法人会員はカード会員と連帯して責任を負うものとします。但し、「コーポレート・エクスプレス・キャッシュ」の利用に係る債務については、法人会員がその一切の支払責任を負うものとします。また、カード会員の責任は自己のコーポレート・カードに関し生じた債務に限るものとします。

第4条(支払方法)

1. コーポレート・カード使用による物品・サービス購入代金、キャッシング・サービス利用代金、年会費、遅延損害金、その他の代金・手数料およびこれらにかかる消費税(以下「代金等」といいます。)の支払については、当社が別に定める一括支払方式および/または個別支払方式のうちいずれかの方法によるものとします。
2. 一括支払方式とは、各コーポレート・カードに関して生じた代金等が当該法人会員により一括して決済される方式をいいます。当社からの請求書は法人会員宛てに送られます。法人会員は支払期日に所定の方法により支払うものとします。
3. 個別支払方式とは、各コーポレート・カードに関して生じた代金等がそれぞれカード会員別に決済される方式をいいます。当社は原則として毎月カード利用代金明細書を作成し、カード会員規約に定める方法で各カード会員に送付またはその閲覧に供するものとします。法人会員は、自己の支払責任に係るすべてのコーポレート・カードに関し、代金等が支払期日に所定の方法により支払われるよう管理するものとします。
4. 支払が指定金融機関口座からの自動振替の方法による場合で、当社指定日に自動振替ができなかった場合には、一部金融機関との約定に基づき、指定日以降再度全額または一部を自動振替することができるものとします。

第5条(会員資格の取消および退会)

1. 当社は、カード会員規約に定める方法により、法人会員または各カード会員の会員資格を一時停止し、または取消することができます。また、法人会員およびカード会員は、カード会員規約に定める方法により、退会することができます。
2. 法人会員は、文書により当社に通知し、該当するコーポレート・カードを半分に切断して当社に返却することにより、特定のカード会員をいつでも退会させることができます。法人会員は、当社に対し、当該退会に関連して生じるすべての損害について補償することに同意します。
3. 法人会員もしくは法人会員の関連会社、またはそれらの役員、従業員等のいずれかが、第11条第1項各号のいずれかに該当した場合または同条第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、同条の法人会員による表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合、またはそれらいずれかの事由により法人会員との契約を

継続することが不適切であると当社が認めた場合、当社は通知することにより直ちに法人会員の会員資格を取消し、すべてのコーポレート・カードを解約することができるものとします。

第6条(届出事項の変更)

1. 法人会員は、当社に届け出た会社名、住所、管理責任者、連絡担当者、代金等支払の指定口座、代金等の支払方法、またはその他届出事項に変更があった場合、直ちに書面にて当社に届け出るものとします。
2. 前項の届出がない場合、そのために当社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった時といえども、通常到達すべき時に法人会員に到達したものとみなします。

第7条(情報の提供等)

法人会員は、当社より相当の要請があったとき、法律の許容する範囲内で、カード会員の所在、その最後に確認された住所、そのコーポレート・カード利用状況に関する情報で法人会員が保有または入手できるものを当社に提供し、また当社の要請により当該コーポレート・カードの利用に関して法人会員が保有または入手できる文書・資料等を当社に提出するものとします。また、法人会員は、コーポレート・カードの利用に関する調査、訴訟または訴訟について当社に協力するものとします。法人会員は、当社の要請により、当該コーポレート・カードの代金等が法人会員の社内規定に従って、会社の業務に係る費用として当該カード会員に既に支払われている旨の書類(公証人による認証ができるときは、当該認証を受けたもの)を提出するものとします。本条は、第5条に基づき法人会員が退会した場合またはコーポレート・カードが解約された場合も有効に存続するものとします。

第8条(責任の制限)

法律に別段の定めある場合を除き、当社の責めに帰すべき事由に基づく機器・システムの誤作動について当社が、法人会員、カード会員および第三者に対して負担する責任は、誤作動によるデータ等の誤りを確認した後相当期間内に当該データ等を修正することに限定されるものとし、当社は当該誤作動に起因する損害について一切責めを負わないものとします。機器・システムの誤作動について第三者にその全部または一部の責任がある場合、これに起因する損害については、当社は一切責任を負いません。

第9条(適用法規)

コーポレート・カードの申込、発行または使用に関して生じた一切の事項について、日本の法律が適用されるものとします。本規約に関し生じた紛議については、東京地方裁判所および東京簡易裁判所のみを管轄裁判所とします。

第10条(規約の改正)

1. 当社は、随時法人会員に対し文書またはその他の方法により通知することによって本規約の各規定を改正することができるものとします。法人会員は、当該通知後にカード会員がコーポレート・カードを使用または保持した場合、規定の改正を承認したものとみなされ改正後の規定に拘束されます。
2. カード会員規約の改正については前項を準用します。

第11条(反社会的勢力でないことの表明および確約)

1. 法人会員は、法人会員及び法人会員の関連会社、並びにそれらの役員、従業員等(以下「法人会員等」という)が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (6) 前各号の共生者
 - (7) その他前各号に準ずると当社が認めた者
2. 法人会員は、法人会員等が自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(2018年10月10日改訂)